

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ 都城市医療救護要項

1 趣旨

この要項は、「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ 都城市医事衛生基本計画」に基づき、「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ」（以下「大会」という。）における医療救護について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ 都城市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ 実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て医療救護を実施する。

3 救護所の設置

（1） 設置場所

救護所は、各競技会場の適切な場所に設置する。

（2） 人員配置

救護所には、必要に応じて医師、看護師、保健師、救急隊員等を配置する。

（3） 医薬品等配備

救護所には、医薬品（ドーピング禁止物質を含有しないものに限る。以下同じ。）を配備するとともに、必要に応じて医療器具、AED（自動体外式除細動器）等を配備する。

4 医療救護体制

医療救護体制については、次のとおり適切な対応を行う。

（1） 救護所における医療救護

救護所では、傷病者に対する応急処置を行うほか、必要に応じて医療機関に移送する。

（2） 練習会場における医療救護

練習会場に医薬品等を配備するとともに、必要に応じて係員等を配置する。

（3） 炬火イベント等における医療救護

本市内における炬火イベント等の開催に関して、必要に応じて医療救護を実施する。

（4） 宿舎における医療救護

大会参加者等が、宿舎において発病又は負傷した場合には、宿舎提供者が必要に応じて医療機関の紹介、または、救急自動車の出動依頼を行うとともに、その旨を速やかに本市実施本部に連絡する。また、市実行委員会は、本役割について宿舎提供者への周知に努める。

（5） 救急自動車等の配備

救急自動車等の配備については、別途、関係機関と協議して定める。

5 医療費の負担

救護所での応急処置に係る費用及び救急自動車等による移送費用を除き、医療費は全て受診者が負担するものとする。

6 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、医療救護の実施に関して必要な事項は、別に定める。
- (2) 大会の開催に伴い本市で実施する競技別リハーサル大会における医療救護についても、この要項を準用する。